

各 位

会 社 名 エヌ・アイ・エフ ベンチャーズ株式会社
本 社 所 在 地 東京都中央区京橋一丁目2番1号
代 表 者 代表取締役社長 堀 井 慎 一
(登録銘柄 コード番号: 8458)
問 合 わ せ 先 責任者役職名 常 務 取 締 役
氏 名 中 村 幸 雄
電 話 03-5201-1515(代表)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり平成14年6月27日開催予定の当社第19回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 当社の取締役及び従業員に無償で新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員の業務向上に対する意欲や士気を一層高め、業容拡大に資することを目的として、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権を付与する対象者

当社の取締役及び従業員とする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式2,100株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じた1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割（または株式併合）の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

2,100個を上限とする。（新株予約権1個あたりの目的となる株式数1株）

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使に際して払込みを為すべき金額

新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格（以下、「最終価格」という。）の平均値に1.10を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）、または308,000円のいずれか高い金額とする。

ただし、その金額が新株予約権発行の日の最終価格（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格とする。

なお、新株予約権発行以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成16年6月28日から平成18年6月27日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

新株予約権の相続は認める。

(8) 新株予約権の消却の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の割当を受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなったときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成14年6月27日開催予定の当社第19回定時株主総会において、「当社の取締役及び従業員に無償で新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以 上